

1. 件名：福島第一原子力発電所燃料デブリ取り出し遠隔操作室を含めた新集中監視室の耐震クラスの考え方についての面談
2. 日時：令和5年11月29日（水）13時30分～15時30分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
正岡企画調査官、森審査班長、椎名係長、
佐藤室長補佐（テレビ会議システムによる出席）
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当1名（テレビ会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当4名（うち2名テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）より、資料に基づき、燃料デブリ取り出し遠隔操作室を含めた新集中監視室の耐震クラスの考え方について説明があった。
- 原子力規制庁から、説明内容に対して主に以下のコメントを伝えた。
 - 1Fの集中監視室機能は、いわゆる運転プラントの中央制御室機能とは異なることから、規制上、集中監視室と緊急時対策所は同一の建物でも問題ないと考えますが、再度基準類を確認の上、後日回答すること。
 - 「意見伺い」にある新集中監視室を緊急時対策所と同一の建物で構築する場合には、一般論として、新集中監視室から緊急時対策所への波及的影響の観点で、火災・溢水による影響や、耐震性や換気空調（電源含む）設計などを確認することになること。
 - 新集中監視室の機能喪失時の対応成立性の評価に当たっては、現場での操作・監視の確実性の観点から、具体的な体制・アクセスルート・手順等を含め1F全体として成立することを示す必要があること。
 - 「措置を講ずべき事項」の該当条項としてⅡ章14項「設計上の考慮」が抜けているなど記載が不十分な箇所等については、今後、適宜、資料を修正及び適正化すること。
- 東京電力から、上記コメントを踏まえ、引き続き検討する旨の回答があった。

6. その他

資料：

- 燃料デブリ取り出し遠隔操作室を含めた新集中監視室の耐震クラスの考え方について

以上